

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が土曜日のときは、翌日発行)

目次

◇ 告示 休猟区の設定

告示

鳥取県告示第四百八十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十四条の規定により告示する。

昭和四十四年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	岩美郡国府町栃本地内の県道国府蕪島線と町道大石栃本線の交差点を基点とし、同基点から
区域	同県道を北東方に進み、十王峠に至り、同所か
域	
存続期間及び設定面積	

雨滝大石
休猟区

ら岩美町と国府町の境界を東南方に進み、兵庫
県境に至り、同県境を南方に進み、扇ノ山三角
点に至り、同所から国府町と八頭郡那家町の境
界を西方に進み、県道国府丹比停車場線に至り、
同県道を北西に進み、国府町上地部落に至り、
同部落から県管野開拓パイロット事業一号线
を北方に進み、町道大石栃本線に至り、同町道
を西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の
地域

昭和四十四年
八月十九日から
昭和四十七年
八月十八日まで
三、二〇四
ヘクタール

富沢北
休猟区

八頭郡智頭町大字市瀬地内の用瀬町と智頭町
の境界線と千代川左岸と交わる点を基点とし、
同点を千代川左岸に沿ってさかのぼり、千代川
と新見川の分岐点に至り、同分岐点から新見川
をさかのぼり、坂原橋に至り、同橋から県道津
山加茂智頭線を南西に進み、町道波多線との交
差点に至り、同交差点から町道波多線を西北方
に進み、さらに県管林道深山線を西方に進み、
智頭町波多町有林境に至り、町有林境を登り、
岡山県境に至り、同県境から北に進み、さらに
智頭町と用瀬町の境界線を笠山三角点(九〇五
・五米)をとおつて基点を結ぶ線に囲まれた一
円の地域

昭和四十四年
八月十九日から
昭和四十七年
八月十八日まで
一、七一〇
ヘクタール

八頭郡船岡町水口地内の町道水口塩上線と町
道鳩塚線の交差点を基点とし、同基点から南方

<p>八東休 区 休</p>	<p>船 岡 林 区</p>
<p>八頭郡八東町日田地内国道二九号線と八東町と若桜町の境界の交点を基点として、同基点から国道二九号線を北西に進み、同国道と農道日田野口線の交差点に至り、同交差点から赤坂踏切りを西南に町道日田線の交差点まで進み、町道日田線を南西に県道若桜船岡線の交差点まで進み、同点から県道若桜船岡線を西方に進み、才代橋に至り、同橋から県道才代智頭線を南東に岩淵橋まで進み、これより林道奥野線を南東</p>	<p>に塩上橋まで進み、同橋を渡つて県道栲谷船岡線に至り、同県道を南方に進み、町道橋本下野線の交差点に至り、同交差点から町道橋本下野線を南東方に進み、再び県道栲谷船岡線に至り、同県道をさらに南東方に進み、大江部落に至り、同部落から大字下野と大字大江の境界線（三五林班と三六林班の林班界）を北北東に進み、大字西谷との境界まで進み、さらに一六林班と一七林班の境を北方に林道西谷線まで進み、同林道を北北西に進み、町道西谷線に至り、同町道を北西に進み、町道牧野線との交差点に至り、同交差点から町道牧野線を西方に進み、町道鳩塚線の交差点に至り、同交差点から南西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和四十四年 八月十九日より 昭和四十七年 八月十八日まで 七六〇ヘクタール</p>	<p>昭和四十四年 八月十九日から 昭和四十七年 八月十八日まで 九一〇ヘクタール</p>
<p>三本杉 休 区</p>	<p>旭 奥 休 区</p>
<p>東伯郡東伯町下見部落地内の大山滝橋右岸を基点とし、同基点から倉吉市河来見部落に通ずる山道を東方に進み、河来見部落地内の県道中津原倉吉線に至り、同県道を南西に進み、地蔵峠に至り、同所から東伯郡東伯町野井倉部落に通ずる山道（通称野井倉越）を北西に進み、野井倉部落に至り、同部落から県道野井倉浦安停車場線を北東に進み、基点に至る線に囲まれた</p>	<p>東伯郡三朝町木地山部落地内の国道一七九号線と県道木地山倉吉線の交差点を基点とし、同点より県道木地山倉吉線を北東に進み、三朝町福吉部落を経て同町柿谷部落に至り、同部落から町道柿谷鉛山線を東方に進み、終点まで至り、同点より加茂川を上流にさかのぼつて（国有林三一林班と三二林班の境界）鳥取県と岡山県の県境に至り、県境を南西に進み、国道一七九号線人形峠に至り、同国道を西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和四十四年 八月十九日から 昭和四十七年 八月十八日まで 四一五ヘクタール</p>	<p>昭和四十四年 八月十九日から 昭和四十七年 八月十八日まで 一、九四五 ヘクタール</p>

<p>福居 休猟区</p>	<p>中山 休猟区</p>	<p>大平山 休猟区</p>
<p>日野郡溝口町二部地内の県道黒坂溝口線と県道西伯根雨線の交差点を基点とし、同基点から県道、西伯根雨線を西方に進み、西伯郡と日野郡との境界に至り、同郡界を北東方に進み、町道池野線に至り、同町道を南方に進み、県道黒</p>	<p>西伯郡中山町庄田地内の町道下市線と町道高橋林峯線の交差点を基点とし、同基点から町道下市線を南方に進み、県道赤碓大山線に至り、同県道を東方に進み、町道住吉萩原線の交差点に至り、同町道を北方に進み、町道樋口高橋線の交差点に至り、同町道を西南方に進み、町道高橋林峯線に至り、同町道を西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>一円の地域 東伯郡羽合町田後部落地内の国道九号線と国道一七九号線の交差点を基点とし、同基点から国道一七九号線及び旧国道一七九号線を南方に進み、倉吉市上井地内の国道一七九号線と県道倉吉青谷線の交差点に至り、同点から同県道を東方に進み、東伯郡東郷町長和田地内の県道長和田羽合線との交差点に至り、同県道を北西に進み、東伯郡羽合町田後部落地内の国道九号線に至り、同国道を南西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和四十四年 八月十九日から 昭和四十七年 八月十八日まで</p>	<p>昭和四十四年 八月十九日から 昭和四十七年 八月十八日まで 一、四九五 ヘクタール</p>	<p>昭和四十四年 八月十九日から 昭和四十七年 八月十八日まで 五二三ヘクタール</p>

<p>上花見山 休猟区</p>	<p>坂溝口線に至り、同県道を南方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域 日野郡日南町花口部落地内の県道上石見黒坂停車場線と林道栗尾線の交差点を基点とし、同基点から林道栗尾線を北東方に進み、同林道の点終に至り、同所から岡山県新見市花見に至る山道(通称花見越)を北東方に進み、鳥取県と岡山県との県境に至り、同県境を南方に進み、県道神戸上新見線に至り、同県道を西方に進み、上石見黒坂停車場線に至り、同県道を北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和四十四年 八月十九日から 昭和四十七年 八月十八日まで 一、〇二〇 ヘクタール</p>	<p>八四一ヘクタール</p>